

明日の笑顔のために

にいかわ介護



Vol.11
2007.7

発行：新川地域介護保険組合
〒938-0036

富山県黒部市北新199

E-mail : info@nikawakaigo.jp

TEL (0765) 57-3303

FAX (0765) 57-3305

サービスの質の向上をめざして

住宅改修・福祉用具研修会

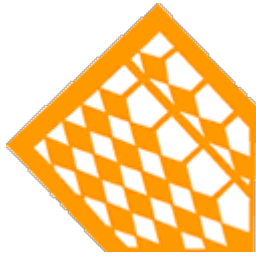
3月29日、入善町のサンウェルにおいて、住宅改修・福祉用具研修会を開催し、多くのサービス事業者やケアマネジャーの方が参加されました。

研修会では、住宅改修や福祉用具利用の事例について、理学療法士の田村茂先生、建築士の南保史朗先生の助言をいただき、利用者の立場に立った住宅改修や福祉用具の利用についての研修を行いました。



本紙の主な内容

- ・新川地域介護保険組合の平成19年度予算について
- ・平成19年度の介護保険料について



平成19年度予算について
前年度比0.3%増

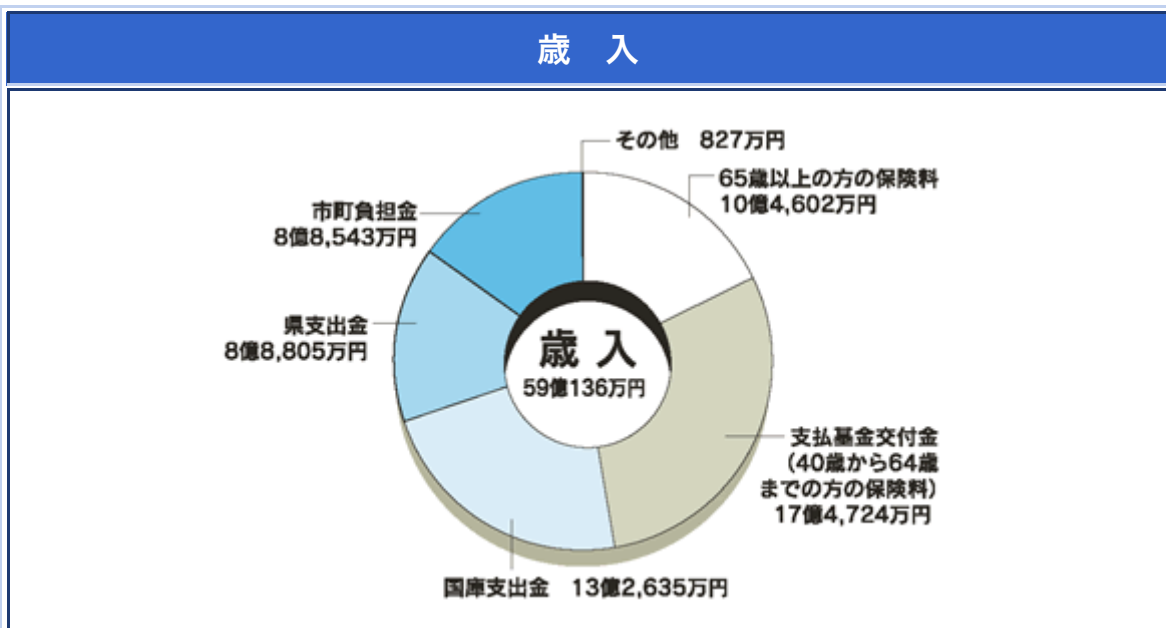


平成19年度の当初予算総額は、59億136万円で、前年度当初予算と比べ1,856万円、0.3%の増加となりました。

本年度は、第3期事業計画の2年度目で、この計画に基づき、介護予防と地域包括ケアの推進を重点に掲げております。歳出予算では、引き続き高齢者を対象に生活機能や運動機能を向上または悪化させないための介護予防を行う地域支援事業に取り組んでまいります。

介護サービスを利用される一人ひとりの心身の状態にふさわしいサービスを提供し、高齢者の「尊厳の保持」、「自立支援」を推進してまいります。

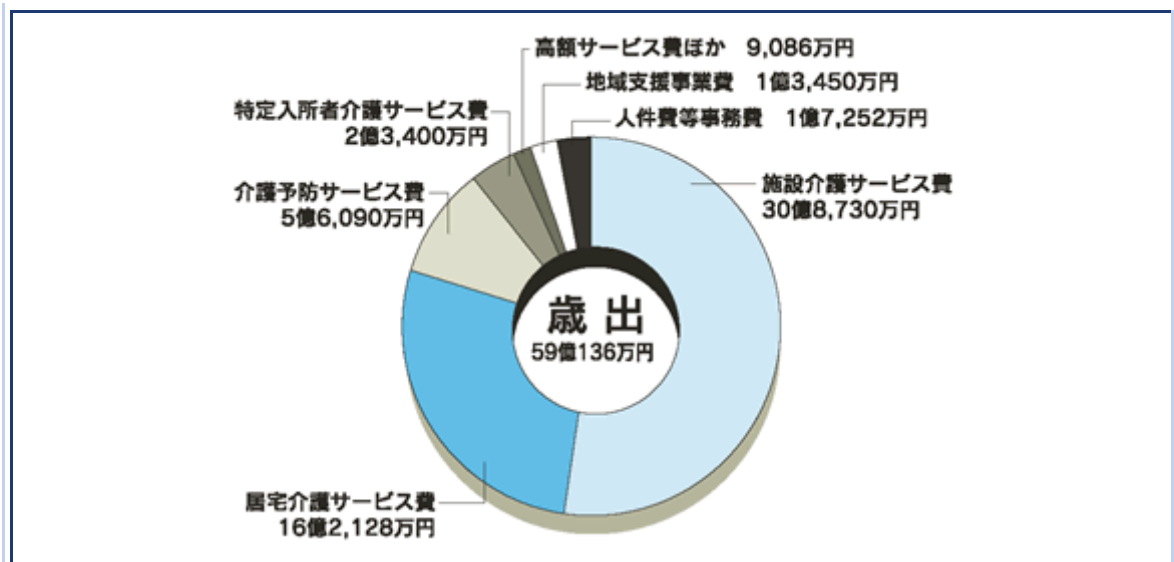
平成19年度 新川地域介護保険組合予算概要



65歳以上の第1号被保険者の保険料は、前年度当初予算額とほぼ同額を計上しております。また、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料は、介護給付費の31%が支払基金交付金として交付されます。

その他、国庫支出金、県支出金、市町負担金は、介護給付費のそれぞれの負担率に基づき計上されています。

歳 出



介護給付費は、歳出予算の94.8%を占めており、前年度とほぼ同額を見込んでおります。このうち介護サービス費は、約1億3千万円余りの減、率で2.7%の減となり、介護予防サービス費は、約1億4千万円余りの増加、率で34.2%の増となっております。これは、介護予防対象者の見直しや利用者数の増減によるものであります。

介護サービスの利用者は、施設サービスで約1,000人、居宅サービスで約1,200人、介護予防サービスで約900人、全体で約3,100人の利用を見込んでおります。

平成19年度の介護保険料について

■保険料は、年額で賦課されます。

保険料は前年の所得等により算定され、7月に決定通知書が送付されます。また、65歳到達、転入、転出、死亡等があったときは、月割り計算により保険料が決定（変更）されます。

■第1号被保険者（65歳以上）の保険料

区分	対象者	負担割合	保険料	
			月額	年額
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者の方 生活保護被保護者の方	基準額×0.40	1,600円	19,200円
第2段階	住民税世帯非課税者の方で (課税年金収入額+合計所得金額)が 80万円以下の方	基準額×0.50	2,000円	24,000円
第3段階	住民税世帯非課税の方で第2段階以外の方	基準額×0.70	2,700円	32,400円
第4段階	住民税本人非課税の方	基準額	3,900円	46,800円
第5段階	住民税本人課税の方 (合計所得金額が200万円未満)	基準額×1.25	4,900円	58,800円
第6段階	住民税本人課税の方 (合計所得金額が200万円以上250万円未満)	基準額×1.45	5,700円	68,400円
第7段階	住民税本人課税の方 (合計所得金額が250万円以上)	基準額×1.70	6,600円	79,200円

■税制改正に伴って所得段階が上がった方は

平成17年度の税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止等）により、住民税非課税者から課税者となり、所得段階が上がった方に対しては、保険料負担が急増しないよう、平成18年度に引き続き19年度も保険料が軽減されます。ただし、平成20年度からは、通常の保険料額となります。

区分	対象者	負担割合	保険料	
			月額	年額
第4段階	第1段階から第4段階へ上がった方	基準額×0.80	3,100円	37,200円
	第2段階から第4段階へ上がった方	基準額×0.83	3,200円	38,400円
	第3段階から第4段階へ上がった方	基準額×0.90	3,500円	42,000円

第5段階	第1段階から第5段階へ上がった方	基準額×0.96	3,700円	44,400円
	第2段階から第5段階へ上がった方	基準額×1.00	3,900円	46,800円
	第3段階から第5段階へ上がった方	基準額×1.06	4,100円	49,200円
	第4段階から第5段階へ上がった方	基準額×1.16	4,500円	54,000円

■特別徴収（年金からの天引き）の方は

保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。年金から天引きになる方には、7月に保険料決定通知書が送付されます。4月及び6月は2月と同額の保険料が天引きされ、8月以降の各納期の特別徴収額で調整されます。（6月までは昨年と同額で天引き、8月から天引き額が変更されます。

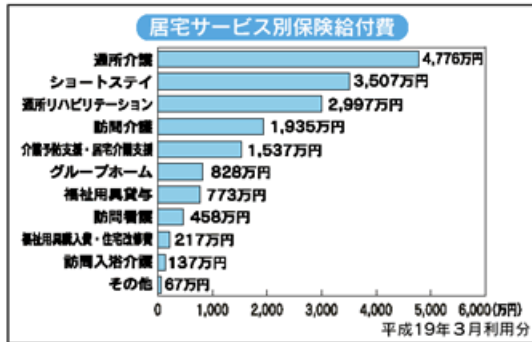
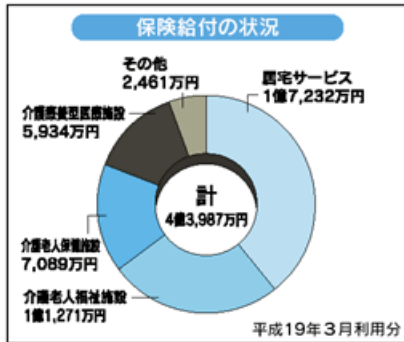
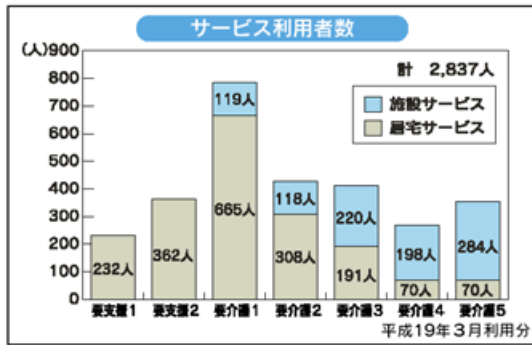
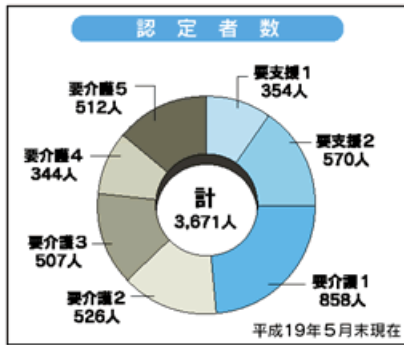
■普通徴収（納付書や口座振替による納付）の方は

保険料の年額を5回の納期に分けて納めます。7月に保険料決定通知書とあわせて1年分の納付書が送付されますので、納付書又は口座振替により、金融機関で納めてください。また、口座振替依頼書が提出されている方には、口座振替者用の保険料決定通知書が送付されます。

■介護保険料の減免について

災害、事故、低収入等により、保険料を納めることが困難と認められる方で、一定の要件を満たす場合は、保険料が減免されます。保険料負担の公平性を確保する観点から、全額免除はありませんが、保険料の納付が困難な場合は、ご相談ください。

介護保険事業の状況



低所得世帯の在宅介護サービス利用者負担を軽減します

新川地域介護保険組合では、所得の低い世帯を対象に、在宅介護サービスを利用した際に支払う利用者負担金（1割負担分）の一部を助成しています。

世帯全体の収入等が少なく、利用者負担金のお支払いにお困りの方は、お気軽にご相談ください。

問合せ先 新川地域介護保険組合（電話57-3303）

